

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

## 「2年前納制度（口座振替）」をご利用ください！

口座振替により2年分の国民年金保険料をまとめて納める「2年前納制度」が、平成26年4月から始まりました。

### 《2年前納（口座振替）のメリット》

メリット1：2年間で14,800円の割引となります。

メリット2：2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。

メリット3：口座振替を利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。

お申込み期限は毎年2月末までです。

詳しくはお近くの年金事務所へお問合せください。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）  
住民・環境部門 担当：宮澤

## 県税口座振替のお知らせ

青森県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。

県税の納税は、便利で、安全・確実な口座振替をご利用ください。

### 【口座振替を利用できる県税】

◇自動車税

6月納期分（定期賦課分）

◇個人事業税

8月・11月納期分（定期賦課分）

◇法人県民税・法人事業税（地方法人特別税を含みます。）

中間申告分および確定申告分（期限内申告分に限りませす。）

◇軽油引取税

特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除きます。）

### 【申込方法】

本人名義の通帳と預金届出印をご持参のうえ、最寄りの取扱金融機関または地域県民局県税部にお申込みください。申込用紙は各窓口にて備え付けてあります。

### 【申込期限】

◇自動車税... 4月30日(木)

◇個人事業税... 8月中旬

◇法人県民税・法人事業税、軽油引取税... 申告期限の日

### 【取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、農業協同組合など

### 【注意事項】

振替日から数日間は地域県民局県税部の窓口では振替の確認が出来ませんので、その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳を行った預金通帳を持参していただく必要があります。

【お問合せ】下北地域県民局県税部納税管理課 ☎22-8581 内線203

介護保険料（5期）の納期は、

**3月2日(月)** です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。